

# 公益社団法人本荘法人会 役員報酬等並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人本荘法人会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

## (報酬の支給)

- 第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
  - 3 常勤役員には、賞与を支給しない。
  - 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、退職手当を支給することができる。
  - 5 非常勤役員には、報酬等を支給しない。

## (報酬等の額の決定)

- 第4条 常勤役員の報酬額は、別表第1「報酬総額」を限度として、理事会において決定する。
- 2 常勤役員に対する退職手当基準は、総会において決定し、別表第2「常勤役員退職手当の算出基準」に明確にする。
  - 3 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

## (費用)

第5条 役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員に支払う旅費交通費は、別に定める役員等旅費規程による。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

## 附 則

この規程は、公益社団法人本荘法人会の設立の登記の日から施行する。

### 別表第1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	年額 4,000千円 以内
-----------	---------------

### 別表第2 常勤役員退職手当の算出基準

$\text{報酬月額} \times \text{在職年数} \times 0.5$
---